

【改訂概要】

- 平成23年8月の策定から平成31年2月改訂まで多額の府債発行を前提にポートフォリオのあり方や発行計画策定の考え方を整理
- 府債発行額の減少を受け、発行計画の策定における調達方法・発行年限の設定を柔軟化するため共同発行債の表現を改訂

- i) 市場公募債・銀行等引受債の額を設定
- ii) 市場公募債については、5年債：10年債を原則1：1とする
- iii) 各月の平準発行を原則とする
- iv) **共同発行債については、持ち寄り額の上限とする**
- v) フレックス枠を設定



- i) 市場公募債・銀行等引受債の額を設定
- ii) 市場公募債については、5年債：10年債を原則1：1とする
- iii) 各月の平準発行を原則とする
- iv) **共同発行債の額を設定**
- v) フレックス枠を設定

【背景】

- 前回改訂後の令和元年から比較しても臨時財政対策債や借換債の減少等に伴い発行総額の減少が顕著
 - 共同債800億円（持ち寄り額の上限）の固定により、発行総額に占める共同債の割合が高くなり、他の調達方法・発行年限の選択を圧迫
- ※グリーン共同債を含む（単位：億円）

内 訳	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (案)
市場公募・5年債	1,800	2,400	2,400	1,200	1,200	1,200	1,200
市場公募・10年債	2,400	2,400	2,400	1,200	1,200	1,200	1,200
銀行等引受債	600	900	600	300	830	600	300
フレックス(超長期)	1,100	1,400	750	1,100	870	250	700
共同債(10年)	800	800	800	800	※ 800	※ 820	※ 820
合 計	6,700	7,900	6,950	4,600	4,900	4,070	4,220

▲2,480

【改訂案】

- iv) 共同発行債については、持ち寄り額の上限とする
(考え方)
共同発行債については、地方債市場におけるベンチマーク債としての地位確立と安定消化を促進する立場から、持ち寄り額の上限を計上する。



- iv) **共同発行債の額を設定**
(考え方)
地方債のベンチマーク債として定着している
共同発行債については、引き続き地方債市場の発展に
貢献する観点から、持ち寄り額を設定する。

「大阪府債の発行管理に関する基本的な考え方及び事務取扱指針」の変更点

改正後	改正前
4 毎年度の府債発行に当たって (1) 府債発行計画のあり方 ① 発行計画は、原則として、以下の考え方の順序で策定する。 i) 市場公募債・銀行等引受債の額を設定 ii) 市場公募債については、5年債：10年債を原則1：1とする iii) 各月の平準発行を原則とする iv) 共同発行債の額を設定 v) フレックス枠を設定 ② 発行計画の策定プロセスをルール化する。 ① 発行計画策定の考え方 今後の府債発行に当たっては、安定的かつ有利に資金を確保するという観点に加え、上述のように、府債ポートフォリオの適切な管理という観点を踏まえることとします。これらを具体化するための手段である各年度の府債発行計画は、原則として、以下の i) ～ v) の考え方の順序で策定していくこととします。 i) 府債の地位向上、安定拡大を図る立場から、市場公募債中心とした考え方のもとで、市場公募債と銀行等引受債の額を設定する。 ii) i) の市場公募債については、現行の基幹債である年限 10 年と 5 年の割合を 1：1 として設定する。 iii) 月ごとの発行額については、年間資金需要や起債許可・同意時期等を踏まえつつ、なるべく平準発行となるように留意する。 iv) <u>地方債のベンチマーク債として定着している共同発行債については、引き続き地方債市場の発展に貢献する観点から、持ち寄り額を設定する。</u> v) 市場環境に応じて柔軟な形態で起債できるよう、フレックス枠を設定する。 (略)	4 毎年度の府債発行に当たって (1) 府債発行計画のあり方 ① 発行計画は、原則として、以下の考え方の順序で策定する。 i) 市場公募債・銀行等引受債の額を設定 ii) 市場公募債については、5年債：10年債を原則1：1とする iii) 各月の平準発行を原則とする iv) 共同発行債については、<u>持ち寄り額の上限</u>とする v) フレックス枠を設定 ② 発行計画の策定プロセスをルール化する。 ① 発行計画策定の考え方 今後の府債発行に当たっては、安定的かつ有利に資金を確保するという観点に加え、上述のように、府債ポートフォリオの適切な管理という観点を踏まえることとします。これらを具体化するための手段である各年度の府債発行計画は、原則として、以下の i) ～ v) の考え方の順序で策定していくこととします。 i) 府債の地位向上、安定拡大を図る立場から、市場公募債中心とした考え方のもとで、市場公募債と銀行等引受債の額を設定する。 ii) i) の市場公募債については、現行の基幹債である年限 10 年と 5 年の割合を 1：1 として設定する。 iii) 月ごとの発行額については、年間資金需要や起債許可・同意時期等を踏まえつつ、なるべく平準発行となるように留意する。 iv) <u>共同発行債については、地方債市場におけるベンチマーク債としての地位確立と安定消化を促進する立場から、持ち寄り額の上限を計上する。</u> v) 市場環境に応じて柔軟な形態で起債できるよう、フレックス枠を設定する。 (略)